

## 第9回軽米町農業委員会総会議事録

1. 招集月日 令和元年11月22日(金)

2. 招集日時 午後2時30分

3. 招集場所 役場3階会議室

4. 出席委員 農業委員：

会長(10番) 山田 一夫

会長職務代理者(9番) 笹山結実男

1番 安田正一郎、 2番 畑林 悦男、 3番 細谷地 司  
4番 内澤 初蔵、 6番 福田 光雄、 7番 苅谷 雅行  
8番 西舘 徳松

農地利用最適化推進委員：

1番 坂本 武道、 2番 木村 正司、 4番 太田 正  
5番 寺澤 正幸、 6番 古里 典子、 7番 工藤 郁子  
8番 増尾 勝男、 9番 本田 健耕、 10番 間賀 敬一

5. 欠席委員 農業委員：

5番 下谷地敦雄

農地利用最適化推進委員：

3番 大久保 広

6. 事務局職員 事務局長 小林 浩、 主査 鶴飼 義信、 主事 小林 誠  
主事 永井 重徳、 臨時職員 新井田 舞

議 長 (山田会長)

それではただいまより、第9回軽米町農業委員会総会を開会いたします。

( 午後2時30分 開会 )

議 長 本日の出席農業委員は、9名で、在任委員の過半数に達しておりますので会議は成立致しました。

なお、下谷地委員より、欠席の報告がございました。

また、農地利用最適化推進委員は、9名の出席となっております。

なお、大久保委員より、欠席の報告がございました。

議 長 それでは、日程に入ります。

議 長 日程第1、議事録署名員についてお諮りいたします。常例により当席より指名することにご異議ございませんか。

( 「異議なし」との声あり )

議 長 ご異議がないので、1番 安田正一郎委員、2番 畑林悦男委員のお二方にお願い致します。

議 長 日程第2、会期についてお諮りいたします。本日一日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

( 「異議なし」との声あり )

議 長 ご異議がないので、本日一日と決定いたします。

議 長 それでは議事に入ります。日程第3、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について上程いたします。朗読を兼ね説明させます。

事務局 議案書の1ページをご覧いただきたいと思います。

番号1ですけれど、農地の所在地は、大字〇〇第〇地割、田んぼが2筆になります。1つ目の面積が732㎡。同じく第〇地割の田んぼが457㎡。合わせて1,189㎡になります。こちらは、贈与による無償移転となります。譲渡人が〇〇〇〇、〇〇の在住となります。譲受人が〇〇〇〇。こちらは、〇〇市の在住となります。現地確認につきましては、間賀委員と安田委員に依頼してございます。こちらの贈与につきましては、親族間の所有権の移転になります。譲渡人がお姉さん、譲受人が弟になってございます。

番号2、大字〇〇第〇地割、地目は田んぼ、面積は1,592㎡になります。こちらも贈与による所有権の移転となります。譲渡人は〇〇〇〇、譲受人が〇〇〇〇、親子間の贈与となります。現地確認は、寺澤委員と荻谷委員にお願いしてございます。

番号3、こちらは大字〇〇の田んぼが3筆、畑が8筆となります。場所のほうを読み上げますと、大字〇〇第〇地割、畑1,073㎡。第〇地割の畑、374㎡。同じく畑、1,489㎡。同じく畑、529㎡。同じく第〇地割の田んぼになりますけど、4,755㎡。第〇地割の畑、1,420㎡。同じく畑、719㎡同じく田んぼになりまして、4,499㎡。同じく畑で、599㎡。同じく畑で4,797㎡。第〇地割が田んぼになりまして、5,662㎡。合計で、25,916㎡になります。譲渡人が〇〇〇〇さん。譲受人が〇〇〇〇さん。親子のご関係になります。贈与による所有権の移転ということになります。現地確認は、増尾委員、細谷地委員にお願いしてございます。

以上の3件でございます。

議長 ただいま、説明申し上げたとおりです。

現地調査については、番号1については、間賀委員と安田委員に、番号2については、寺澤委員と苅谷委員に、番号3については、増尾委員と細谷地委員に、それぞれ依頼しておりますので報告願います。

間賀委員 それでは報告いたします。位置周囲の状況ですが〇〇地区内にあり国道と県道、それらが交差する丁字路から東側に約200m、隣り合った田んぼで東側には〇〇川が流れております。その他三方が田に囲まれた所にあります。確認者の意見ですが、譲受人が父親から相続した農地と今回譲り受ける農地は、隣接地にあり一体的な管理が効率的にできると思われれます。譲渡人は、先程も説明ありましたけれども〇〇にお住まいで、父親からの相続によって農地を初めて取得したものであり、実際には、町内にいる父親の親戚が無償で借り受けて作付けを行っている状況にあります。周辺農地の効率、総合的事由ですが、今後も親族の協力を得て耕作を継続していくことが見込まれますので、周辺農地への影響は無く、この申請は許可相当であると考えます。

寺澤委員 2番について現地確認の報告をします。17日に苅谷委員と現地確認をしております。位置周囲の状況ですが、〇〇地区の〇〇集落から西側に200mぐらい行ったところにある水田です。北側がため池と畑、西側が農道、南側、東側が同じ区画の水田となっております。現在〇番〇と〇番〇は一緒に区画整理され、よく管理されておりました。譲受人は、昨年7月に他の農地を娘に所有権の移転をしておりますが、登記が漏れていたことに気づき、今回申請したものであります。効率的に今後も利用されると見込まれます。周辺農地への支障はなく、相当であると思えます。以上です。

増尾委員 番号3について報告します。

本件の現地確認ですけれど、11月18日に私と細谷地委員の2名で行ってまいりました。位置周囲の状況ですけれど、農地の位置、周囲の状況ですけれど、〇〇地区内で、主要地方道の〇〇バス停付近の〇〇地区からの丁字路を中心として、北東方向に田が2筆と畑が4筆あります。同じく北側の県道沿いに田が2筆、〇〇側に向かった東側に畑が2筆、〇〇方面に向かった南側に田が1筆ございます。周囲の状況でございますけれど、田、畑ともに山林や田、畑に囲まれております。現地確認では、田、畑ともに耕作はされていませんでしたが、田は草刈り等が行われ、良く管理されておりました。また畑は草地の状態にありました。確認者の意見でございますが、譲受人は高齢ではありますが、譲渡人で息子の体調が大変思わしくないということから、耕作が出来ていない状況にあり、主に父が草刈りなどの管理を行っているとのことで、できれば誰かに貸したい意向もあるようでございます。当面、自分が動けるうちは、管理しなければという思いから、今回の申請をされたようです。同居する息子以外にも子供はいるとのことでございますけれど、娘さんが〇〇に居るほかは、あ

との3名は関東、関西方面に住んでいるとのことでございます。今回、息子から父親への所有権移転ということで、通常ではあまりないケースかと思われませんが、こうした家庭事情から今回の申請に至った経過がございますので、許可相当ではないかとの報告とさせていただきます。

議 長 ただいま報告申し上げたとおりです。ご意見を伺います。  
番号1について。

( 「異議なし」との声あり )

議 長 番号2について。

( 「異議なし」との声あり )

議 長 番号3について。

細谷地委員 番号3に関してですが、増尾委員と私が現地確認をしました。先ほど説明があったとおりですが、どこまでこの贈与に関して立ち入ればいいのか分かりませんが、周りの人からの意見や、長男と2、3日前に会って話された方の話によりますと、親父さんのほうが、ある程度話をしても全然いうことを聞く状態ではないと。もしかすれば、痴呆が入っているのかなという感じもするという話も聞きます。当然、前に長男に譲渡した際にもお金もかかっていることで、それを元に戻すとまたお金もかかりますし、いろいろな面でちょっとまづいのではないかという周りの話を耳にしたりもします。許可するのはたいへんありがたい話だと思いますが、もうちょっとできれば周りの状況や親戚等の話も聞きながら慎重に進めた方がいいのかなと、アドバイスをもらったものですから、その辺も加味して皆さんから検討いただければと思います。

議 長 休憩します。

休憩：午後 2時50分

---

再開：午後 2時59分

議 長 再開します。

議 長 番号3について。ご意見ございますか。

( 「異議なし」との声あり )

議 長           ご異議がないので、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり決定することにいたします。

議 長           日程第4、議案第2号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について上程いたします。朗読を兼ね説明させます。

事務局           議案書の3ページになります。

農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定になります。農地の場所になりますけれど、大字〇〇第〇地割、田んぼ4筆分になります。面積は、4筆合計で7, 137㎡。利用権を設定する持ち主ですけれど、〇〇〇〇、大字〇〇第〇地割です。利用権の設定を受ける者、借り受けるのが〇〇〇〇、大字〇〇第〇地割になります。こちらは、賃貸借ということで、玄米の物納ということでの賃貸借となります。期間は、5年間。始期につきましては、来年1月1日から令和6年12月31日となっております。現地確認につきましては、坂本委員、西館委員にお願いしてございます。

併せて、別紙の報告事項、横の紙で3枚綴りになった物がございます。報告事項1とありますが、1枚めくっていただきまして、後からも説明いたしますが、報告事項の2番になります。今現在、〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんのほうが同じ基盤法による賃貸借を結んでおりました。〇〇〇〇さんのほうがいらっしゃいまして、〇〇〇〇さんが耕作をこの分について5筆ありますが、耕作を来年からできないというお話があって、農業委員会事務局のほうに相談にいらっしゃいました。その結果、先ほどの議案にございますように、〇〇〇〇さんから、5筆の内4筆を耕作していただけるということになったという経過がございます。位置ですが、〇〇方面から〇〇のほうに上がる主要地方道を、少し〇〇方面に行きました右側に、〇〇と呼ばれるところがありますが、その辺りになります。この田んぼは、3筆が隣り合っておりまして、もう一筆も隣の並びにあり、一面の田んぼになっております。〇〇さんのほうは、認定農業者ということで基盤法の貸借を進めてよろしいのかなということで、こういう形での議案となったところでございます。以上となります。

議 長           ただいま説明を申し上げたとおりです。ご意見を伺います。

( 「異議なし」との声あり )

議 長           ご異議がないので、議案第2号については、原案のとおり決定することとし、計画策定について町長へ要請いたします。

議 長           日程第5、議案第3号、適用外証明交付申請の承認について上程いたします。ここで番号1については、除外があります。農業委員会法第31条の規定「議事参与の制限」により、〇〇委員は一時退席願います。

( ○○委員 退席 )

議 長 それでは、朗読を兼ね説明させます。

事務局 議案のほうは、4ページから5ページになります。こちらにつきましては、前回の総会等でもお話ししておりましたけれど、○○○○のほうから非農地判断、或は適用外証明の申請がございまして現地確認を11月13日に実施したものでございます。本件につきましては、適用外証明ということで山林の状態になっている部分での、現況が山林であるということの申請があったものでございます。

場所になりますが、番号1として全て括ってございしますが、大字○○第○地割が3筆あります。登記簿上の畑が3筆で、1, 324㎡と1, 850㎡、2, 381㎡となっております。第○地割が5筆ありまして、畑が945㎡。田んぼが15, 765㎡。同じく田んぼで366㎡。田んぼで13, 905㎡。畑になりまして9, 449㎡。第○地割が7筆ありまして、畑が4, 504㎡。田んぼ15, 224㎡。同じく田んぼで8, 155㎡。畑で4, 162㎡。5ページの方に移りまして、田んぼ5, 261㎡。田んぼ2, 295㎡。畑7, 672㎡。合計で15筆、93, 258㎡となります。こちらの所有者、申請人になりますが○○○○、代表者○○○○となっております。構成員としては○名ございまして、ほか○名からの同意書、申請に係る委任状等も添付されております。非農地の事由でございしますが昭和34年、○○○○が発足したわけですけれど、それ以来農地利用してきた部分があった。その後農地を所有することが出来ないということで、平成10年以降は耕作をしてきていない。自然に雑木等が生い茂った状態になったということでございます。現地確認につきましては、地区として間賀委員、安田委員、その他全委員さんにご案内しまして14名の委員から現地確認に同行いただきました。6ページにつきましては、位置図を添付してございますので参考に併せてご覧いただきたいと思います。

以上となります。

議 長 ただいま、説明申し上げたとおりです。現地調査については、番号1については、間賀委員と安田委員が、依頼されておりますのでご報告願います。

間賀委員 それでは報告いたします。今、事務局のほうからも説明があったとおり、筆数は15筆でございます。この件に関しては、先程の説明と被りますけれど、長年にわたって課題となっていた背景がございましたので、現地確認については、私と安田委員のほか、山田会長を始め農業委員と農地利用最適化推進委員12名と、11月13日に事務局3名とともに行いました。いずれの土地も長年耕作されていないことから雑木等が生い茂り、山林化したとのこと。位置につきましては、事情があつて同行出来なかった委員の方たちもおられます

ので、大きく3つに分けて簡単に説明したいと思います。先ほどの6ページの資料の地図を参考にいただければ助かります。

1つ目は、〇〇地区を中心として西側にあたりますが、国道と主要地方道を交差する丁字路の周辺でございます。畑として3筆あります。

2つ目は、〇〇中心部から東側に、〇〇学校の南側になりますけれど、町道を〇〇方面に向かって行きますと約1kmぐらいのところに〇〇地区があります。ここは5筆で、田が3筆、畑が2筆となっております。その右側になります。先ほどの〇〇地区から更に〇〇方面に進み〇〇道に出て、〇〇道から更に右に入った所でございます。行政区は、〇〇地区になりますが、〇〇地区でも一番の南側。〇〇との境になっている場所になります。筆数が7筆で、田が4筆で、畑が3筆となっております。申請書にも記載がありましたが、〇〇〇〇が設立されたのが昭和34年で、以来、所有地の一部が農地として使われていたようでございますが、登記簿謄本を見ますと、昭和50年代に行われた国土調査によりまして、現状が農地だとしてそれまでの山林化から田や畑の地目に登記が変更された所も一部ではあったようです。確認した内容ですが、現在の利用状況は山林と考えます。農地又は採草放牧地以外となった理由、時期でございますが、昭和34年に〇〇〇〇を設立以来、農地として利用してきたが農地を所有することができないと分かり、平成10年以降は耕作することがなくなった。地目変更登記に法人化が必要で、これまでも手続き手法について模索検討してきたが、手続きが怠ってしまい地目変更手続きできず、自然に雑木等が生い茂り、現在に至ったということでございます。時期については、平成10年以降は耕作していない。現在の状況についてですが、現地の状況を確認しましたところ、ほとんどに雑木等が生い茂り明らかに山林化している状態でありました。加えて足元には笹が生い茂り、農業用機械等では容易に農地に戻すことが困難であることを農業委員、農地利用最適化推進委員14名と事務局3名とで確認したところであります。確認者の意見でございますが、結論としては相当である。決定の理由は、農地以外になってから長い年月を経過した土地で、農地又は採草放牧地として復旧することが著しく困難だと認められるため。また、周囲の農地への影響は無く許可相当であると思っております。以上、報告といたします。

議 長 ただいま、報告申し上げたとおりです。ご意見を伺います。  
番号1について。

( 「異議なし」との声あり )

議 長 ご異議がないので、議案第3号、適用外証明交付申請の承認については、原案のとおり決定することにいたします。

議 長 〇〇委員の復席をお願いいたします。

( ○○委員 復席 )

議 長 休憩します。

休憩：午後 3時14分

---

再開：午後 3時15分

議 長 再開します。

議 長 日程第6、議案第4号、荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について上程いたします。朗読を兼ね説明させます。

事務局 議案書は、7ページから10ページになります。こちらにつきましては、8月、9月と農地パトロールということで委員の皆様にご各各地区を回って判定、判断等していただきました。その結果、いわゆる赤判定になった部分について議決いただいて、非農地通知という流れになるものでございます。参考までに、別紙のほうに、黄色い色で色分け等をした農地利用状況調査結果、非農地判定というものを一つお手元にあるかと思えます。こちらが写真と場所、所有者等の一覧表にしたものでございます。これが番号でいきますと29番までのものとなっております。この他に、赤判定の部分が別にもございましたけれども台帳のほうを確認しましたところ、貸借関係が解消されてないものがございます。それについては、今回は抜いてございます。貸借関係を解消しないと農地でない状態にするのは適当ではないので、まず今回については貸借関係があるのは除いた赤判定の分、29か所ということで議案として出させていただきます。その他については、貸借のほうを確認し解消等していきながら対応していきたいと考えております。加えて、番号の30番以降につきましては○○○○からの申し出を受けまして、11月13日に現地確認をした部分で、非農地相当という判定でこちらに載せているものでございます。

それでは順番に1番から読み上げたいと思いますので、7ページのほうをご覧いただきたいと思います。

番号1番、大字○○第○地割、登記簿上は畑、1、247㎡、所有者は○○○○、現地確認調査は8月7日に行っております。

2番、大字○○第○地割、畑、3、151㎡、○○○○、8月7日の調査でございます。

3番、大字○○第○地割、畑、1、863㎡、○○○○、こちらも8月7日でございます。

4番、大字○○第○地割、畑、972㎡、○○○○、登録住所は○○になってございます。8月7日の実施でございます。

5番、大字○○第○地割、畑、6、195㎡、○○○○、8月7日の調査で

ございます。

6番、大字〇〇第〇地割、畑、353㎡、〇〇〇〇、〇〇の住所となります。8月7日の調査となっております。

7番、大字〇〇第〇地割、畑、9,494㎡、〇〇〇〇、8月7日の調査となっております。

8番、大字〇〇第〇地割、畑、3,844㎡、〇〇〇〇、8月30日の調査となっております。

9番、大字〇〇第〇地割、畑、1,364㎡、〇〇〇〇、9月3日の調査です。

10番、大字〇〇第〇地割、畑、796㎡、〇〇〇〇、9月5日。

11番、大字〇〇第〇地割、畑、4,972㎡、〇〇〇〇、9月5日の調査です。

12番、大字〇〇第〇地割、畑、1,939㎡、〇〇〇〇の名義で〇〇市の登録となっております。

13番、大字〇〇第〇地割、田んぼ、2,045㎡、〇〇〇〇、8月28日の調査です。

14番、大字〇〇第〇地割、畑、1,121㎡、〇〇〇〇、8月29日の調査です。

15番、大字〇〇第〇地割、畑、7,394㎡、〇〇〇〇、9月5日の調査です。

16番、大字〇〇第〇地割、田んぼ2,880㎡、〇〇〇〇、〇〇市の登録となっております。9月5日の調査です。

17番、大字〇〇第〇地割、畑、9,978㎡、〇〇〇〇、9月5日の調査です。

18番、大字〇〇第〇地割、畑、3,228㎡、〇〇〇〇、9月5日の調査です。

19番、大字〇〇第〇地割、畑、2,987㎡、〇〇〇〇、9月5日の調査です。

20番、大字〇〇第〇地割、畑、864㎡、〇〇〇〇、9月5日の調査です。

21番、大字〇〇第〇地割、田んぼ、2,662㎡、〇〇〇〇、〇〇町の登録となっております。9月5日の調査です。

22番、大字〇〇第〇地割、畑、3,227㎡、〇〇〇〇、9月5日の調査です。

23番、大字〇〇第〇地割、畑、3,652㎡、〇〇〇〇、8月9日の調査です。

24番、大字〇〇第〇地割、畑、3,331㎡、〇〇〇〇、8月8日の調査です。

25番、大字〇〇第〇地割、畑、376㎡、〇〇〇〇、8月8日の調査です。

26番、大字〇〇第〇地割、畑、490㎡、〇〇〇〇、〇〇市の登録になります。8月8日の調査です。

27番、大字〇〇第〇地割、畑、579㎡、〇〇〇〇、8月8日の調査です。  
28番と29番、大字〇〇第〇地割、畑の7,007㎡と、大字〇〇第〇地割、畑の4,869㎡の2筆で、〇〇〇〇、8月9日の調査です。

30番以降につきましては、〇〇〇〇の所有となります。調査日は11月13日となります。

30番、大字〇〇第〇地割、畑、1,887㎡。

31番、大字〇〇第〇地割、畑、29,433㎡。

32番、大字〇〇第〇地割、畑、5,120㎡。

33番、大字〇〇第〇地割、畑、13,322㎡。

34番、大字〇〇第〇地割、畑、9,079㎡。

35番、大字〇〇第〇地割、畑、5,229㎡。

36番、大字〇〇第〇地割、畑、1,487㎡。

37番、大字〇〇第〇地割、畑、5,524㎡。

38番、大字〇〇第〇地割、畑、5,147㎡。

39番、大字〇〇第〇地割、畑、8,409㎡となります。

〇〇〇〇の別添の資料を、カラー写真で〇〇〇〇と上に赤文字で書いた写真付きのものがございますので、こちらも併せて確認頂ければと思います。

以上、39筆分の非農地判断についてよろしくお願ひします。

議 長 ただいま、説明申し上げたとおりです。ご意見を伺います。

議 長 休憩します。

休憩：午後 3時29分

---

再開：午後 3時30分

議 長 再開します。

議 長 〇〇委員はここで退席となります。

( 〇〇委員 退席 )

議 長 番号29までで、何かございますでしょうか。

( 「異議なし」との声あり )

議 長 農業委員会法第31条の規定「議事参与の制限」により、〇〇委員は一時退席願ひます。

( ○○委員 退席 )

議 長 番号30から39までで、何かございますでしょうか。

( 「異議なし」との声あり )

議 長 ご異議がないので、議案第4号、荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断については、全て非農地として判断することに決定いたします。

議 長 ○○委員の復席をお願いいたします。

( ○○委員 復席 )

寺澤委員 非農地判断をすると、農業委員会から持ち主の所に通知が行くことだよね。

事務局 はい。この議決をもって、非農地ですという通知を出します。その際には、名義というか送付先について、亡くなった方の名前は調査しながら失礼の無いようなかたちで出したいと思っています。

寺澤委員 亡くなった人も載っていることなのか。

事務局 農地台帳のほうでは、亡くなくてもそのままなっているものもあります。議案にもそうしたものがあります。そこはできる限り、子供さんとか分かる範囲では確認してから通知をしたいと思っています。あと、去年も通知を出したわけですけど、今の時期に通知を出すと、すぐに法務局に登録に行かれる方ももちろんあります。法務局では、冬の間は雪とか降って現地での状況確認が難しいので、通知の時期を少し調整していただけないですかというお話が、去年あったようですので、今回については急がないで、もう少し後で、3月とかの辺りに発送したらいいのかなとは考えています。

寺澤委員 昨年12月だったかに通知をもらって法務局に持って行ったら、冬場は現地確認できないかと言われ、それ以降そのままになってしまった。春先のほうがタイミングとしては良いのかなと思います。

事務局長 きょう、この議決をもって、あとは発送するだけか。

事務局 そうです。

事務局長 12月の総会とは関係しない。

事務局 はい。

事務局長 適用外証明についても。

事務局 それは証明書を発出します。

事務局長 非農地についても非農地扱いの通知は今後出すとして、農業委員会で今後、諮ることはない。通知を出しますよも含めて、今回の議決で終わりということ。

内澤委員 関連でお聞きします。農業委員会が非農地判断したとして、各農家に通知が行っても、法務局に届出を何年も行わない場合、失効することはあり得るのか。

議長 期限があるかどうかということですか。

内澤委員 まだ地目変更に行っていないと例えば、失効になることがあるのかどうかを確認したい。

荻谷委員 書類さえ紛失しなければいつまでも効力あるのかどうか。

事務局 農地転用の許可証と同じものとして考えていますので、基本的には一度発行すればそれで終わりです。ただこのまま議決すると、農地台帳としてはもう農地でないという状態になります。いわゆる農業委員会事務局で保管している台帳のほうでは、山林なりに登録情報が変わりますので、本人が法務局で変更登記しないと、その間は農地台帳と登記簿とでズレが生じたままになります。

内澤委員 登記簿の名義の部分だけ法務局でやって、実際は、税務対象は非農地になっているということ。

事務局 そうです。ですので、軽米町の農地としては除かれている状況になります。何年かして証明書を無くされた方とかは出てくるのが想定されます。実際、この非農地通知を出したのは、昨年からですので、その取り扱いをどうやって補完していくかというのは、これから考えていかなければいけないなと思っています。非農地通知を出したリストというのはもちろんありますので、そこと照らし合わせて…。

内澤委員 紛失した時はどう対応するの。

事務局 農地転用の場合ですが、県では許可証の再発行はしません。ですので、こういう許可証を発行しましたという証明書を出していますので、そういうかたちが良いのかなど。再発行となると、もしかしたら手元にも出てきて2通あると

